

地域未来牽引企業に係る合併・分割等が生じた場合の取扱いについて

令和4年3月1日
経済産業省地域経済産業グループ
地域企業高度化推進課

地域未来牽引企業に係る吸収分割等が生じた場合の取扱いについて、次のとおり明確化します。

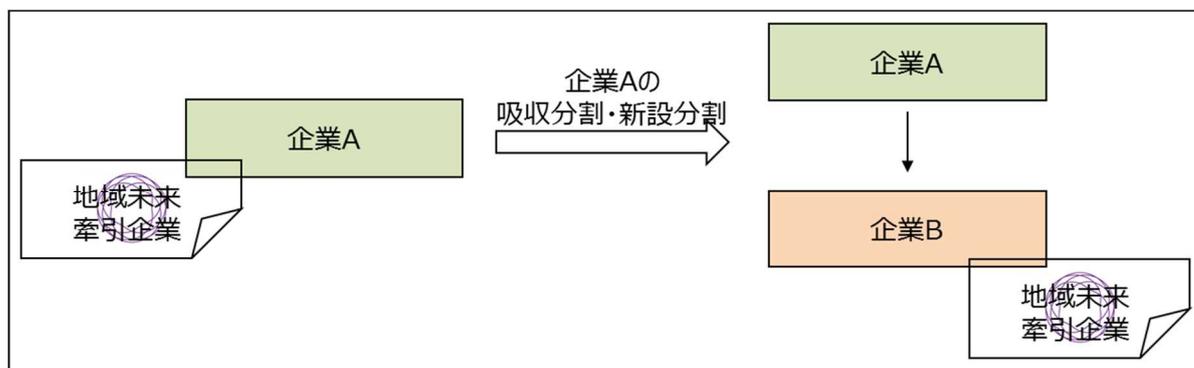
(1) 地域未来牽引企業に係る吸収分割等が生じた場合の取扱い

1. 地域未来牽引企業は、地域経済の中心的な担い手となりうる者を企業単位（＝法人格単位）で選定しているものであるため、地域未来牽引企業に係る合併等が生じた場合については、以下のとおり取り扱います。

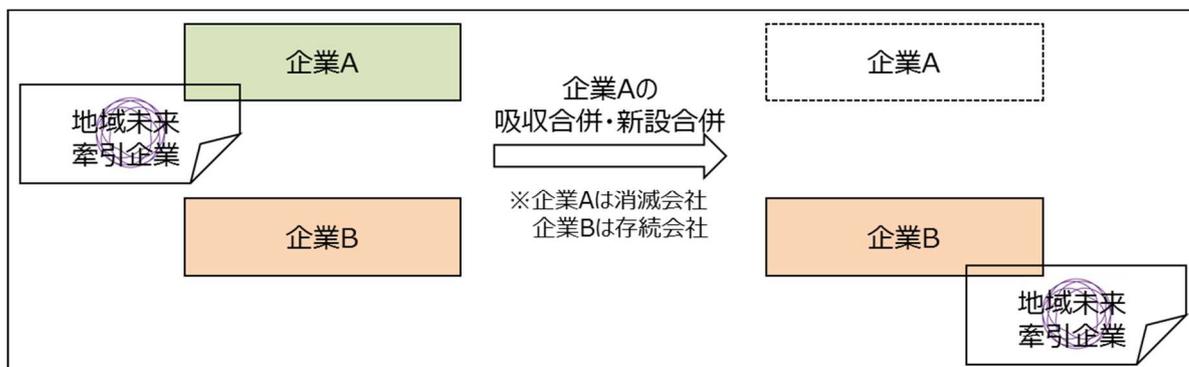
- ① 地域未来牽引企業が存続する場合、当該企業を引き続き地域未来牽引企業として取り扱います。なお、当該企業には、引き続き「地域未来牽引企業」選定実施要領（20200225地第3号。以下「選定実施要領」という。）の規定が適用されます。
- ② 地域未来牽引企業が消滅する場合、選定実施要領の規定に基づき、当該企業についての選定を取り消します。

2. ただし、次の場合については、地域経済の中心的な担い手となりうる者を選定するという地域未来牽引企業の制度趣旨に鑑み、以下のとおり特例規定を設けます。

- ① 地域未来牽引企業が、その事業に関して有する権利義務の全部又は一部を分割後他の会社に承継させる場合（以下「吸収分割」という。）又は分割により設立する他の会社に承継させる場合（以下「新設分割」という。）について、当該地域未来牽引企業の主たる事業を当該他の会社が継続するときは、1. ①の規定に関わらず、当該地域未来牽引企業の地位は、当該他の会社に承継させることができます。この特例の適用を受ける場合については、（2）の手続きに従うこととし、当該他の会社には選定実施要領の規定が適用されます。



- ② 他のお社との合併により地域未来牽引企業が消滅し、当該地域未来牽引企業の権利義務の全部を合併後存続する他の会社に承継させる場合（以下「吸収合併」という。）又は合併により設立する他の会社に承継させる場合（以下「新設合併」という。）について、当該地域未来牽引企業の主たる事業を当該他の会社が継続するときは、1. ②の規定に関わらず、当該地域未来牽引企業の地位は、当該他の会社に承継させることができます。この特例の適用を受ける場合については、（2）の手続きに従うこととし、当該他の会社には選定実施要領の規定が適用されます。



（2）地位の承継に関する手続き

（1）2. の規定に基づき、地域未来牽引企業の地位の承継を行う場合、以下の手続きによることとします。

- ① 地位の承継を受けようとする企業は、別添様式を提出してください。その際、現行の地域未来牽引企業に交付されている選定証（本体）を添付してください。
- ② 当該様式に基づき、経済産業省が要件への適合を判断し、地位の承継が可能な場合には、その旨の連絡を行います。
- ③ その後、地位の承継を受けた企業は、企業類型・目標設定シート及びPR資料を提出いただく（任意）とともに、ロゴマークを使用する場合には、使用規約同意書を提出してください。

（担当）

〒100-8901

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 地域経済産業グループ

地域企業高度化推進課 地域未来投資促進室

担当：遠山、小谷

mail：chiiki_mirai_kk@meti.go.jp